

中野区の 地震対策特集

発行：中野区都市基盤部建築課耐震化促進係

〒164-8501 中野区中野 4-11-19

TEL：03-3228-5576 FAX：03-3228-5668

中野区耐震化促進事業のお知らせ

令和7年9月

震災から区民の生命と財産を守るとともに、災害に強い安全なまちを実現する事を目的として建物などの耐震化に対して助成制度を設けています。

各助成制度の詳細およびお申込みの流れ等については、建築課耐震化促進係（4ページ目参照）へお問合せいただくか中野区ホームページ、各パンフレットをご確認ください。

※受付できる数に限りがあるため、できるだけお早めにご相談ください。

中野区 建築物の耐震対策

検索

各助成制度についてはインターネットでの検索又は右のQRコードよりアクセスできます



1 家具転倒防止器具の取付け助成

家具の転倒を防止することは耐震対策として有効です。区では下記の区内世帯に対して、転倒防止器具の取付けのために耐震改修施工者を派遣する制度があります。家具の固定をお考えの方はご相談ください。

また、重いものを下に収納したり、避難経路を確保できるような家具配置とするなど、ご自身でできる対策もあります。

助成額

出張費・工事費・固定器具代：無料
（固定器具代は最大1万円まで）

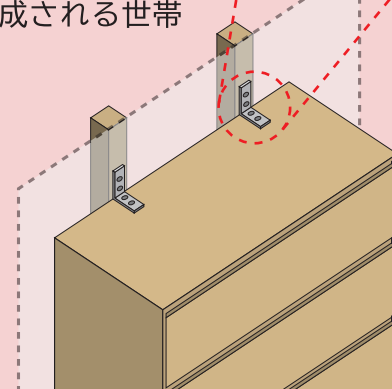
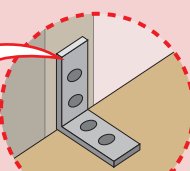
申込要件

- ・満65歳以上の方のみの世帯
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの方のみの世帯
- ・満65歳以上の方、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの方で構成される世帯
- ・ひとり親世帯で家具転倒防止器具の取付けをできる方がいない世帯

助成概要

- ・施工業者は区で派遣します
 - ・現地調査と施工で2回訪問します
 - ・固定器具は地震に有効なL字金物などを施工者が用意します
- ※ビス等で金物を壁に固定するため、家具や壁に穴があきます
※テーブル、机、いす、電化製品等への固定器具の取付けは助成対象外です
※つっぱり棒の設置は助成対象外です
※集合住宅等の場合は、管理組合や建物所有者の承諾が必要な場合があります

L字金物で壁などに直接ビスで取付けます



2 道路等に面するブロック塀等の撤去工事等助成

区内の道路や通路に面した塀（ブロック塀、石積みの塀、万年塀など）の転倒による事故等を防止するため、撤去や建替え工事に係る費用を助成する制度があります。助成を利用する際には必ず事前相談が必要です。まずはお問合せください。

助成額

「Aのみ」または「AとB」のいずれかでの申込みとなります。
「Bのみ」での申込みはできません。

撤去工事のみの場合

A

- ①②のうち、いずれか少ない金額 × 助成率
- ①塀の撤去工事に要する費用〔税抜〕(円)
- ②塀の長さ(m) × 17,000(円/m)

撤去の工事に、続けてフェンスなどの設置工事を行う場合

B

- ①②のうち、いずれか少ない金額
- ①フェンスなどの設置工事に要する費用〔税抜〕(円)
- ②フェンスなどの長さ^{※2}(m) × 10,000(円/m)

助成率

1,000円
未満切捨て

×

※1
避難路に面している場合
9/10



Aの助成金額
【限度額90万円】

×

その他の場合
4/5



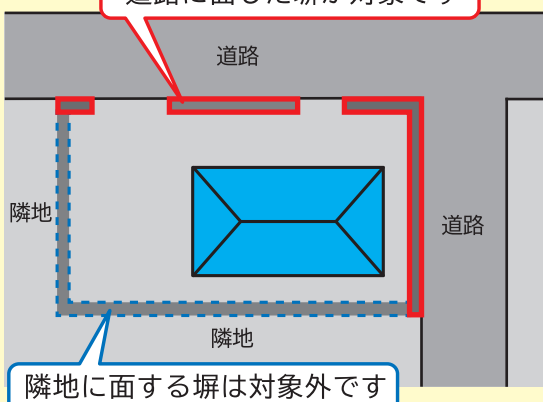
Bの助成金額
【限度額50万円】

※1 避難路とは幅員4m以上の道路及び区が指定する通学路のこと
※2 撤去したブロック塀等の長さが上限になります

申込要件

- ・「4 木造住宅の建替えまたは除却工事助成（2ページ目参照）」と併せてお申込みできます
- ・高さを低くするための工事の場合は、お申込みできません
- ・既に当該工事の契約、工事着手をしているものはお申込みできません

道路に面した塀が対象です



倒壊の恐れがある

塀の高さが1.2mを超えている

基礎まで撤去する

撤去後、新たに塀等を設置する場合は、40cm以上の部分をフェンスとすること
（コンクリートブロックを使用する場合は2段まで）

塀が狭い道路^{※3}に面している場合は拡幅整備協議を行うこと

門扉は対象外

※3 建築基準法第42条第2項に規定されている道路等
建築課道路判定係（区役所9階）にて確認できます



助成の申請をする前に事前相談が必要です。ご利用前にご相談ください。
既に契約をしているもの、既に工事着手しているものは、申請いただけませんのでご注意ください。



3 木造住宅の無料耐震診断 (平成 12 年以前の木造住宅)



内閣府の中央防災会議によると、南関東では 30 年以内にマグニチュード 7 クラスの首都直下型地震が 70% 程度の確率で発生すると推定されています。また、建築物の耐震基準は昭和 56 年を境に大きく変わり、また平成 12 年に一部改正されました。

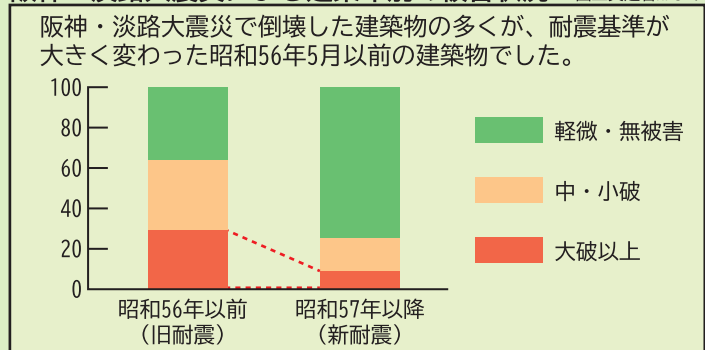
大地震時に、自分自身や家族の命を守るためには、地震に対して自分の家が安全かどうか、耐震診断を行い現状を把握することが大切です。

区では下記要件に全て該当する住宅に無料で耐震診断士を派遣しています。

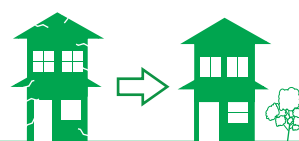
申込要件

- ・平成 12(2000) 年 5 月 31 日以前に着工されたもの（以降の増築は対象外）
- ・一戸建て住宅、長屋、共同住宅または兼用住宅
- ・木造在来工法で、地上 2 階建て以下（地階のあるものを除く）のもの
- ・当該建築物の所有者が法人でないこと

阪神・淡路大震災による建築年別の被害状況 国土交通省HPより



4 木造住宅の建替えまたは除却工事助成



耐震性が不十分な木造住宅で、建替え工事や除却工事に係る費用の一部を助成する制度があります。

助成額

注．下記 A, B どちらか一方のお申込みとなります。

A

建替え（除却＋新築）工事助成の場合

下記①②のうち、いずれか少ない金額

- ①耐震診断時に算出した耐震補強工事に要する費用〔税抜〕(円)
- ②延べ面積 (㎡) × 34, 100 (円 / ㎡)

(建替え工事助成の場合、延べ面積は建替え前後のうち小さい方の延べ面積となります。)

B

除却工事助成の場合

下記①②③のうち、いずれか少ない金額

- ①耐震診断時に算出した耐震補強工事に要する費用〔税抜〕(円)
- ②延べ面積 (㎡) × 34, 100 (円 / ㎡)
- ③建物本体の除却に要する費用〔税抜〕(円)

助成率

1,000 円
未満切捨て

×

防火地域 または
緊急輸送道路等沿道
5 / 6



助 成 金 額
【限度額 400 万円】

×

新防火地域 または
整備地域等
2 / 3



助 成 金 額
【限度額 250 万円】

×

その他の地域
1 / 2



助 成 金 額
【限度額 150 万円】

- ・ご利用をお考えの建築物がどの助成率に該当するかは窓口（区役所 9 階）でご確認ください
- ・助成率及び限度額は A, B 同じです

申込要件

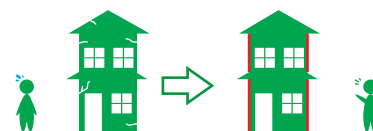
- ・「3 木造住宅の無料耐震診断」を受けた、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建物であること
- ・上記耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満であること
- ・当該建築物の建替え（または除却）工事の契約・工事着手をこれから行うもの
- ・当該建築物の所有者が法人でないこと

助成対象区域は
区内全域です。



(防火地域は、なかのデータマップ（統合型 GIS）または都市計画課作成の「中野区用途地域・地区図」にて、緊急輸送道路等は 4 ページ目にて確認できます。)

5 木造住宅の耐震補強工事助成



耐震性が不十分な木造住宅で、耐震補強工事（感震ブレーカーの設置工事を含む）に係る費用の一部を助成する制度があります。事前相談を何度か重ねますので、時間を要します。余裕のあるスケジュール設定にてご相談にお越しくください。

助成額

下記 ①②のうち、いずれか少ない金額

- ①耐震補強及び防火改修工事に要する費用〔税抜〕(円)
- ②延べ面積 (㎡) × 34, 100 (円 / ㎡)

×

助成率

1 / 2

1,000 円
未満切捨て



助 成 金 額
【限度額 250 万円】

申込要件

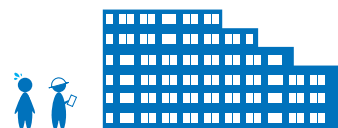
- ・「3 木造住宅の無料耐震診断」を受けた建物であること
- ・上記耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満であること
- ・当該建築物の耐震補強工事の契約・工事着手をこれから行うもの
- ・区登録の耐震診断士が工事監理を行い、区登録の耐震改修施工者が施工すること
- ・外壁、軒裏をその地域に応じた防火改修を行い、窓ガラスを網入りガラス等の仕様とすること
- ・建築基準関係規定における重大な違反がある場合は、是正工事も併せて行うこと※
- ・当該建築物の所有者が法人でないこと

工事予定がない方でもお問合せ
頂きましたら、制度の詳細なご
案内等をさせていただきます。



※違反の是正工事を行うことが困難である場合は、お申込みできない場合があります。

6 非木造住宅・緊急輸送道路等沿道建築物^{※4}の耐震診断助成



昭和 56 年以前の非木造住宅（マンションを含む）、緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断に係る費用を助成する制度があります。

助成額

下記①②のうち、いずれか少ない金額

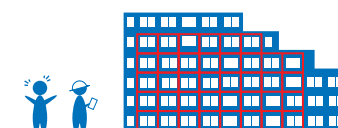
- ①耐震診断に要する費用〔税抜〕(円)
- ②右表によって算出した金額(円)

建築物の延べ面積		助成金の限度額
800 ㎡未満		延べ面積 × 2,040 円
800 ㎡以上	1,100 ㎡未満	1,632,000 円
1,100 ㎡以上	1,600 ㎡未満	延べ面積 × 1,530 円
1,600 ㎡以上	2,400 ㎡未満	2,448,000 円
2,400 ㎡以上	5,000 ㎡未満	延べ面積 × 1,020 円
5,000 ㎡以上	10,000 ㎡未満	5,100,000 円 + (延べ面積 - 5,000) × 510 円
10,000 ㎡以上		7,650,000 円

申込要件

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
- ・耐火建築物または準耐火建築物であるもの
- ・建物が非木造住宅（マンションを含む）または緊急輸送道路等沿道建築物である
- ・建築基準関係規定に適合していること
- ・非木造住宅以外は 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日までに事業に着手するもの

7 非木造住宅・緊急輸送道路等沿道建築物^{※4}の補強設計助成



昭和 56 年以前の緊急輸送道路等沿道建築物の補強設計に係る費用を助成する制度があります。

助成額

下記①②のうちいずれか少ない金額 × 助成率

- ①補強設計に要する費用〔税抜[※]〕(円)
 - ②延べ面積に下記の基準額によって算出した額
- | | |
|-------------------------|------------|
| 1,000 ㎡以内の部分 | 5,000(円/㎡) |
| 1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内の部分 | 3,500(円/㎡) |
| 2,000 ㎡を超える部分 | 2,000(円/㎡) |

※特定緊急輸送道路沿道建築物の場合は、〔税込〕とできます。

助成率	助成金額
特定緊急輸送道路 10/10	【限度額なし】
一般緊急輸送道路 5/6	【限度額 1000 万円】
区指定道路 2/3	【限度額 800 万円】
非木造住宅 1/3	【限度額 400 万円】

申込要件

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
- ・耐震診断結果(Is 値)が 0.6 未満であること
- ・建築基準関係規定における重大な違反がある場合は、是正工事も併せて計画すること
- ・非木造住宅以外は 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日までに事業に着手するもの

8 非木造住宅・緊急輸送道路等沿道建築物^{※4}の耐震補強、建替え・除却工事の助成



昭和 56 年以前の緊急輸送道路等沿道建築物の耐震補強・建替え・除却工事に係る費用を助成する制度があります。

助成額

下記①②のうち、いずれか少ない金額 × 助成率

- ①耐震補強に要する費用〔税抜[※]〕(円)
 - ②延べ面積に下記の基準額によって算出した額
- | | | |
|--------------|------------|---------------------------|
| 住宅 | 34,100 円/㎡ | Is 値 0.3 未満
34,100 円/㎡ |
| マンション | 50,200 円/㎡ | 55,200 円/㎡ |
| 建築物 | 51,200 円/㎡ | 56,300 円/㎡ |
| 免震工法等を採用する場合 | 83,800 円/㎡ | 83,800 円/㎡ |

・非木造住宅には建築物の単価は適用されません。
※特定緊急輸送道路沿道建築物の場合は、〔税込〕とできます。

下記①②③④のうち、いずれか少ない金額 × 助成率

- ①耐震補強に要する費用相当額〔税抜[※]〕(円)
 - ②上欄「耐震補強」の②で算出した額(円)
 - ③建替え・除却工事に要する費用(円)
 - ④次の式によって算出した額(円)
- $(0.6 - Is_x \text{ 値} + 0.6 - Is_y \text{ 値}) \times 52,000(\text{円/㎡}) \times \text{延べ面積} \times 1.25$
- Is_x 値…各階の X 方向の最低 Is 値 (0.6 を超える場合は 0.6)
Is_y 値…各階の Y 方向の最低 Is 値 (0.6 を超える場合は 0.6)

※特定緊急輸送道路沿道建築物の場合は、〔税込〕とできます。

助成率	助成金額
特定緊急輸送道路 9/10	【限度額：パンフレット又は H P をご確認ください】
一般緊急輸送道路 5/6	【限度額：1 億 8000 万円】
区指定道路 2/3	【限度額：1 億 5000 万円】
非木造住宅 1/3	【限度額：7500 万円】
特定緊急輸送道路 一般緊急輸送道路 区指定道路 1/3 (5,000 ㎡を超えた部分は 1/6) 非木造住宅 1/6	【限度額】 特定緊急輸送道路：パンフレット 又は H P をご確認ください 一般緊急輸送道路：1 億 8000 万円 区指定道路：1 億 5000 万円 非木造住宅：7500 万円

申込要件

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
- ・耐震診断結果(Is 値)が 0.6 未満であること
- ・耐震補強では評定を受けた補強設計に基づき、Is 値 0.6 以上となること
- ・建築基準関係規定における重大な違反がある場合は、是正工事も併せて行うこと
- ・非木造住宅以外は 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日までに事業に着手するもの

東京都の「耐震化総合相談窓口」のご案内
耐震化の進め方や合意形成の方法の情報提供や関係機関の紹介など総合的な相談窓口です。
【公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター】
新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 0-PLACE2, 3 階
電話：03-5989-1470
代表電話：03-5989-1441

非木造住宅助成のお申込みの際の注意事項



- ・住宅以外の用途（事務所、店舗など）が過半を超える場合は住宅部分の床面積を助成対象延べ面積とします
- ・所有者が大企業または宅地建物取引業者の部分は対象外となります

中野区の緊急輸送道路等一覧

【特定緊急輸送道路】【一般緊急輸送道路】【区指定道路】の3種類あります



緊急輸送道路等とは

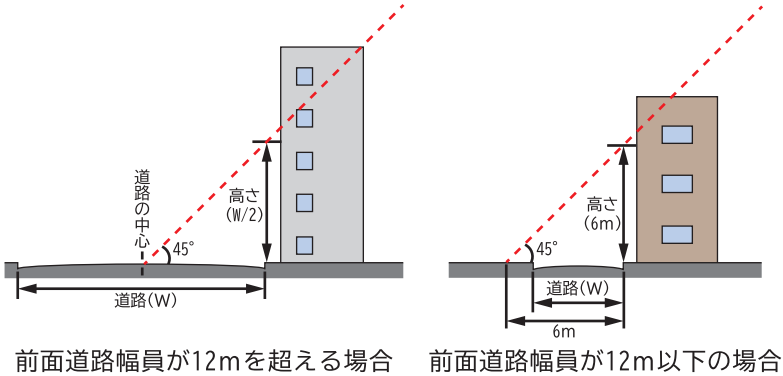
緊急輸送道路等とは、東京都および中野区が指定する「地震発生時に通行障害を防ぐべき道路」のことで、大地震の発生時に救急救命活動や緊急支援物資の輸送の大動脈となる道路です。

東京都が指定するものの中で、特に耐震化を促進する必要があるものを【特定緊急輸送道路】、それ以外を【一般緊急輸送道路】と呼び、中野区が指定するものを【区指定道路】と呼んでいます。

緊急輸送道路等沿道建築物の所有者は耐震化に努めなければならないことから、区ではその費用の一部を助成する制度があります。助成制度は、耐震診断、補強設計、耐震補強、建替え・除却工事がありますので、該当するかはお問合せください。

緊急輸送道路等沿道建築物とは

その敷地が緊急輸送道路等に接していて、高さが概ね道路幅員の1/2以上の建築物



【このチラシに関するお問合せ先】

中野区 都市基盤部 建築課 耐震化促進係
(区役所9階)

電話：03-3228-5576

メール：kentiku@city.tokyo-nakano.lg.jp

中野区 建築物の耐震対策 検索

各助成制度についてはインターネットでの検索
又はQRコードよりアクセスできます

